

入 札 条 件

令和 7 年 10 月 3 日

業 務 名	令和7年度 神川新町・神川小教頭住宅解体工事
位 置	錦江町神川地内
業 務 期 間	自 令和 7 年 11 月 4 日 至 令和 8 年 2 月 10 日
業 務 金 支 払	完成払・前金払・中間前払
入 札 保 証 金	免除
交 通 止	無
材 料	無
支 給 材 料	無
延 滞 金	錦江町契約規則第47条に基づき徴収する
そ の 他	無

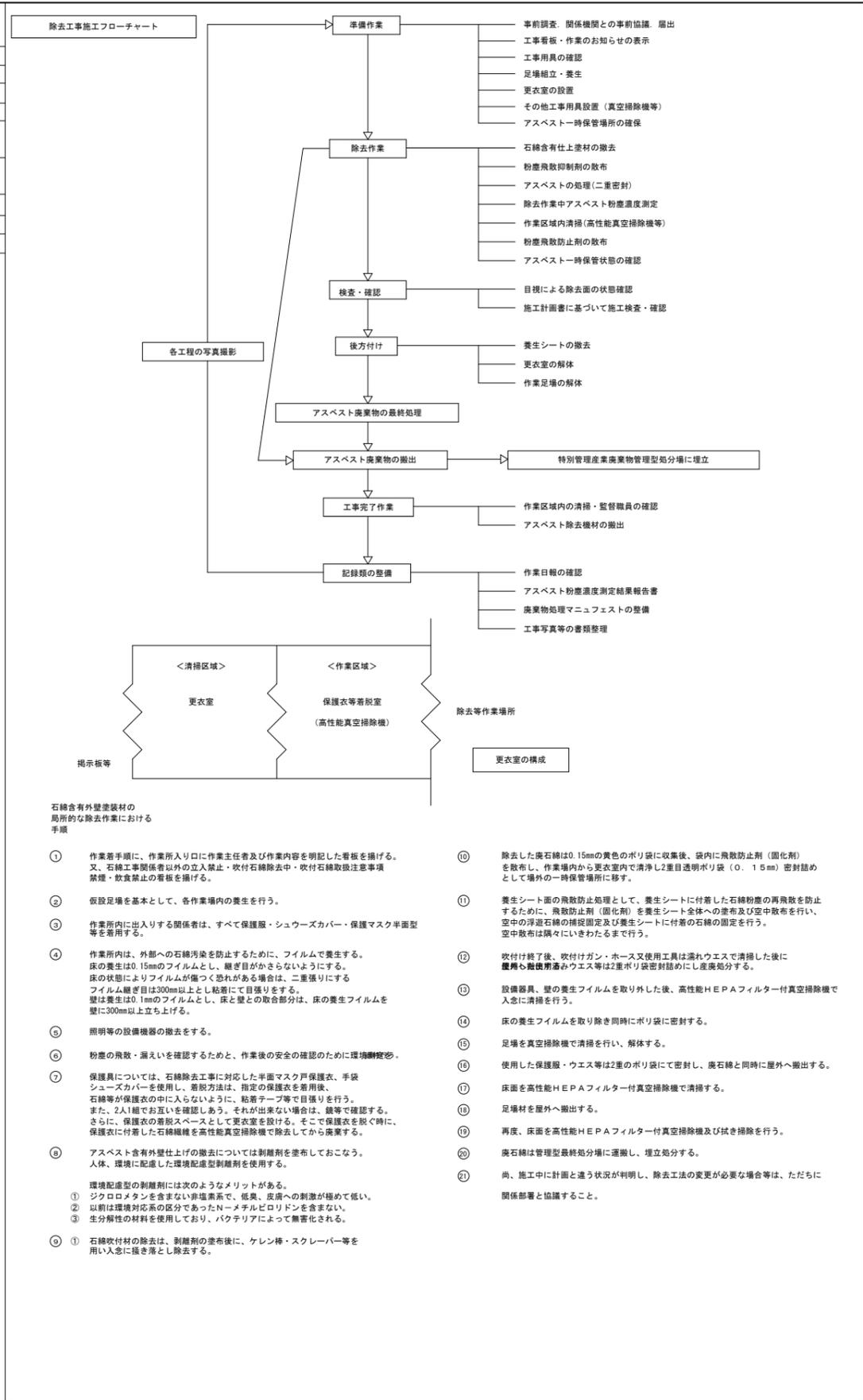
令和7年度神川新町・神川小教頭住宅解体工事見取図



アスベスト除去工事特記仕様書	
※ 本項目は全て適用する。	
① アスベスト含有について	・事前の外装仕上げ材のアスベスト含有調査結果、重量で0.1%を超えてアスベストが検出されており、関係法令を遵守して工事を遂行すること。 ・調査結果による検出箇所は、「軒裏」と「外壁」である。
② 関係法令の遵守及び仕様	除去工事の実施にあたっては、労働基準法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・建築基準法 石綿障害予防規則（以下石綿則という）廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物処理及び清掃に関する条例等の関係法令を遵守し、適切に施工を行う。 ・工事は下記関係図書等に拠り実施すること。 『建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針』（以下「技術指針」という） 『既存建築物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説』（日本建築センター）（以下「センター指針」という） 『公共建築改修工事標準仕様書』・『建築改修工事監理指針』（平成28年度版）（国土交通省）（以下「標準仕様書」という） 『建築物等の解体・改修工事における石綿障害の予防』（建設業労働災害防止協会） 『石綿粉じんへのばく露防止マニュアル』（建設業労働災害防止協会）（以下「防災予防・防止マニュアル」という） 『建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説』（環境省） 『建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル』（環境省）（以下「環境省指針」という）
③ 工法	除去工法は、石綿則第6条ただし書きにより粉塵飛散防止に関し閉鎖措置と同等の措置と判断できる工法（環境省通達 環水大発第1705301号による）である集じん装置付ディスクグラインダケレン工法として技術指針に基づき実施する。 その他の工法を採用する場合は監督職員と協議を行う。
④ 専門処理業者（本取扱い）	・アスベスト含有吹付け材の除去については、以下を満足する専門工事業者に実施させる。 なお満足していることを証明する資料を監督職員に提出する。 ・原則としてアスベスト含有吹付け材除去に必要な機材を保有し、適切に使用できる者 ・特別管理産業廃棄物管理責任者を有する者 ・石綿作業主任者（平成18年3月31日以前の特定化学物質等作業主任者を含む）を有する者 ・過去5年間に、自ら施工によるアスベスト含有吹付け材除去工事の実績がある者
⑤ 工事管理者	処理工事に係る総合的技術監理を行う工事管理者を選任する。工事管理者は、常駐すること。 なお、工事管理者は、公的機関で実施されたアスベストに関する講習会の受講修了（特別管理産業廃棄物管理責任者）者とし、受講証明書（写）を監督職員に提出する。
⑥ 石綿作業主任者の選任	1. 石綿障害予防規則に規定された石綿作業主任者を選定し、管理させる。 証明書（写）を監督職員に提出する。 2. 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 3. 工事管理者と石綿作業主任者はこれを兼ねることができる。 4. 石綿作業主任者は、作業中における呼吸用保護具等の使用状況の確認を行う。
⑦ 除去作業者	標準仕様書9.1.2及び技術指針による。
⑧ 施工調査等	事前に標準仕様書9.1.1により吹付アスベストの使用部位、厚さ等を調査し、結果を図面等により記録し監督職員に提出する。
⑨ 関係機関との協議・届出	法令等に基づき、除去工事に必要な関係機関との協議と届出を速やかに行う。 （労働基準監督署・環境保全課）等
⑩ 表示及び届出	
⑪ 保護具等 保護衣・作業衣	標準仕様書9.1.2及び技術指針による。
⑫ 除去施工計画書	施工調査に基づき、アスベスト粉塵の飛散防止対策を盛り込んだアスベスト除去 施工計画書を標準仕様書・技術指針等に基づき作成し、監督職員に提出・承諾を得る。
⑬ 施工における 安全衛生管理	1. 施工に当たっては健康障害を防止する為、関係法令によるほか、「センター指針」及び「防災予防・防止マニュアル」・「技術指針」等に基づき適切な安全衛生管理を行う。 2. 更衣室は、下記の室で構成する。 ○更衣室 ○保護衣等着脱室
⑭ 施工における アスベスト粉塵 飛散防止措置等	1. 施工におけるアスベスト粉塵飛散防止措置等は、関係法令によるほか、特に次の事項については「センター指針」及び「技術指針」等に基づき実施する。 ○粉塵飛散抑制剤の使用 ○粉塵飛散防止剤の使用等 粉塵飛散防止処理材、粉塵飛散抑制剤は散布特性、浸透性、湿潤性、耐久性、防・耐火性 吸水性等を考慮して適切なものを選定し、関係資料を監督職員に提出する。 2. 作業場の床は、厚さ0.15mm以上のプラスチックシート（二重）・壁その他の厚さは0.08mm以上のプラスチックシートにより隔離されるよう確実に固定し、養生する。 3. 施工において使用した水等の排水のうち、アスベストを含有する可能性のある排水は、 HEPAフィルター等によりろ過し適切に処理する。
⑮ 処理作業	1. 除去処理作業は「標準仕様書」及び「センター指針」の（吹付アスベスト除去処理工マニュアル）の（5 除去処理作業手順）・「技術指針」等に基づいて行う。 2. 上記による他、作業処理に伴い発生する飛散性アスベストを含む廃棄物（以下「アスベスト廃棄物」という。）を作業当日に適切な処理作業となるよう作業手順を定める。 なお、一日の作業終了時には床等を高性能真空掃除機等により清掃する。 3. アスベスト除去作業後は監督職員の確認を受ける。

⑯ アスベスト粉塵 濃度の測定	
⑰ アスベスト廃棄物 の運搬・処分等	
⑱ 吹付アスベスト除去 施工記録	
⑲ 工事条件	

1. アスベスト粉塵濃度の測定場所、測定点及び測定時期は下記による。				
測定時間	重要度	測定場所	測定点（各施工箇所毎）	備考
処理作業中	○	施工区周囲周辺又は敷地境界	外部施工時 4方向各1点	
処理作業後 （隔離シート撤去前）				
（注）各施工箇所ごと室面積が50㎡以下2点、50㎡～300㎡3点、300㎡以下までは3点以上とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。				
2. 粉塵濃度の測定は、「作業環境測定法」及び「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」及び「標準仕様書」に基づき、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関で行うものとし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。				
3. アスベスト粉塵濃度の測定に当たっては、アスベスト粉塵濃度測定計画書を作成し監督職員に提出する。				
4. 下記の内容に基づくアスベスト粉塵濃度測定結果報告書を3部作成し、監督職員に提出する。				
（1） 工事名称 （2） 測定結果 （3） 測定時間 （4） 測定位置（測定高さと共に図示する。） （5） 測定時の作業内容 （6） サンプリング条件（ホルダー直径、吸引時間、吸引空気量） （7） マウンティング方法 （8） 顕微鏡視野面積、計数視野数 （9） 測定時（各測定場所等）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向 （10） その他必要な事項				
1. 「アスベスト廃棄物」の処理に当たっては、関係法令、地方公共団体、特定行政庁の指導等による他、標準仕様書、技術指針等、及び「建築・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」により適正に処分する。				
2. 収集運搬、処分とも都道府県知事等の許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者と特別管理産業廃棄物処理に関する契約を締結し、廃棄物処理場の現地確認を行い、記録保管する。特別管理産業廃棄物処理業者の引き受け承諾書及び許可証の写しを提出こと。廃棄物の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成15年法第93号）及び都道府県衛生条例等関係法令の規定を厳守する。				
3. アスベスト廃棄物をやむを得ず一時的に構内に保管する場合の保管場所などについては、監督職員と協議する。				
4. アスベスト廃棄物の横外搬出作業に当たっては、作業実施予定日等を事前に監督職員と協議する。				
5. アスベストを搬出した場合は、監督職員に報告する。				
6. 検査及び片付けを標準仕様書に基づき適正に行う。				
1. 標準仕様書に基づき、施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。				
2. 施工記録報告書は下記の事項により作成する。（工事完成書類と兼用可）				
（1） 施工計画書 （2） 工事記録及び工事写真 （3） 産業廃棄物処理記録（マニフェスト） （4） 施工調査等記録 （5） 作業者の作業員名簿、作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録 （6） その他必要な事項				
1. 除去前工事				
（1）除去に関わる設備機器は、シートで密閉養生を行う。また、作業に支障のあるものは床養生完了後、事前撤去を行い、関係法令等に基づき適正に処分する。 （2）足場下は敷板等で床面を保護する。 （3）足床が必要な場合は合板等を隙間なく敷くためシート養生を行う。 （4）不要な出入り口は閉鎖し、養生シートで隔離する。				
2. 除去工事				
（1）各階層又は必要な箇所に更衣室を設置し工事を行う。 （室を追加することは差し支えない。） （2）最終処分については薬液にて湿潤後、密閉措置とする。 （3）作業用足場は、本柄組足場を基本とし条件により、ステージ棚足場等を設置する。 （4）養生シートは工事後関係法令に基づき適正に処理する。				
3. 作業範囲 ・石綿含有仕上塗材付着部分 平面図・断面参照 ・その他アスベスト付着部分				
4. 石綿則に関わる表示				
（1）「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を見やすい場所に表示を行う。 （2）現場の見やすい場所に工事看板・立入禁止・注意等の必要な標識を表示する。 （3）除去作業者は石綿則に基づく有資格者とする。				



特記事項	

一級建築士事務所
株式会社 福満設計
 CO., LTD. F. ARCHITECTS. & ENGINEERS
 鹿児島県鹿児島市寿六丁目10-10 / TEL. 0994-42-3867 FAX. 0994-42-3885

鹿児島県知事登録 第1-6-8号 管理建築士 一級建築士 福満哲也 登録番号 第96581号	検 図 設 計 担 当 構 造 製 図	工事名 令和7年度 神川新町・神川小教頭住宅解体工事 設計図	DATE 2025.08	No. K-03
		図 名 アスベスト除去工事特記仕様書	縮尺 no. scale	